受付番号		届書コード	1803

令和　　年　　月　　日提出

□ 源　泉　徴　収　票
□ 準確定申告用源泉徴収票

交付（再交付）申請書

※基礎年金番号（１０桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。
※受給権者の方がお亡くなりになっている場合は、基礎年金番号（10桁）をご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)						年金コード	
② 生年月日 該当する文字を○印で囲んでください。	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日	受給しているすべての年金の再交付を希望する場合は右欄に✓をしてください。	☑	
㋐ 受給権者氏名	(フリガナ)						
㋑ 受給権者住所	〒　　—						
㋒ 電話番号	—　　—						
㋓ 再交付または交付を申請する年区分	平成・令和　　年分	平成・令和　　年分					
	平成・令和　　年分	平成・令和　　年分					
㋔ 再交付または交付を申請する理由	a．確定申告または準確定申告のため　　b．所得証明のため c．その他（具体的な使用目的をご記入ください。） （　　）						

これ以降は、受給権者の方がお亡くなりになっている場合にご記入ください。

㋕ ご遺族の方の氏名および受給権者との続柄	(フリガナ)	続　柄
㋕ ご遺族の方の住所	〒　　—	
㋖ 準確定申告用の源泉徴収票が必要な場合はその年区分	平成・令和　　年分	

実施機関等
受付年月日

注意事項

◎再交付した源泉徴収票は年金受給権者ご本人へ送付します。

◎住所、氏名、電話番号は正確にご記入ください。

◎遺族年金や障害年金は非課税所得ですので、源泉徴収票および準確定申告用源泉徴収票は交付されません。

◎日本年金機構等から支給されている厚生年金についても、この申請書で交付申請ができます。
日本年金機構等で決定された年金の源泉徴収票は、日本年金機構等から送付されます。

◎年金受給権者であった方のご遺族の方（配偶者や子等）が申請する場合は、㋐、㋑欄もご記入ください。この場合、「個人番号（または基礎年金番号）」欄および「年金コード欄」には、亡くなられた年金受給権者の基礎年金番号・年金コードをご記入ください。
平成２７年９月３０日までに受給権が生じた年金については、この申請書では交付（再交付）できませんので、別途手続きが必要になります。